



日医発第 306 号 (地 194)

令和 3 年 7 月 1 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について  
(診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務範囲の見直しについて)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

医師の働き方改革の推進に伴う診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法の一部改正 (令和 3 年 1 0 月施行) につきましては、令和 3 年 6 月 2 日付 (日医発第 202 号 (地 114、健 I 55、生 14、税経 22)) の文書をもってご連絡しておりますが、今般、これらに関連する政令等の改正が行われ、厚生労働省より都道府県知事宛に通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。主な改正点は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

ご参考までに、厚生労働省「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 議論の整理」の別添 3「法令改正を行いタスク・シフト/シェアを推進する業務について」(令和 3 年 1 月 1 8 日付日医発第 1054 号 (健 I 218、地 481) をもって送付済み) を添付します。

記

## 1. 診療放射線技師関係

改正省令により、「核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続、操作、終了後の抜針・止血を行う行為」が追加され、静脈路を確保する行為も「静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為」に含まれるとされました。その他、「静脈路に造影剤注入装置を接続する際に静脈路を確保する行為」、

「上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入、終了後に



カテーテルを抜去する行為」等も追加されています（通知1（1）関係）。

これらの行為を行う場合は、以下の点が求められます。

- ・医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。
- ・合併症等が生じた場合に医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図ること。
- ・令和6年4月1日前に免許を受けた者等は、日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。
- ・各医療機関は、新たに業務範囲に追加された行為を行わせるに当たっては、個々の診療放射線技師の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導管理体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図ること（後述の臨床検査技師、臨床工学技士の場合も同様）。

その他、病院又は診療所以外の場所で医師又は歯科医師の立ち合いになしにエックス線照射ができる場合として、乳がんの集団検診におけるマンモグラフィ検査が追加される等の改正が行われています。

## 2. 臨床検査技師関係

改正政令により、臨床検査技師が実施可能な検体採取として、「医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為」、「内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為」が追加されました。また、改正省令により、「採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為」や、「超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続（静脈路確保を含む）、操作、終了後の抜針・止血を行う行為」等が追加されました。これらの行為は、医師の具体的指示の下に行う必要があります。

その他、臨床検査技師が実施可能な生理学的検査の追加も行われています。

また、令和6年4月1日前に免許を受けた者等は、日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があります。

## 3. 臨床工学技士関係

改正政令により、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去が追加され、静脈路を確保する行為も「血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在静脈への接続」に含まれるとされています（通知3（1）関係）。

その他、「手術室又は集中治療室で生命維持装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、操作、終了後の抜針及び止血」や、「手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための内視鏡用ビデオカメラの操作」等が追加されています。

これらの行為は、医師の具体的指示の下に行う必要があります、令和7年4月1日前に免許を受けた者等は、日本臨床工学技士会が実施する研修を受ける必要があります。

#### <送付資料>

- ・ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（令和3年7月9日 医政発0709第7号 厚生労働省医政局長通知）
- ・ 官報、新旧対照表

（参考）

- ・ 法令改正を行いタスク・シフト／シェアを推進する業務について  
（医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会 議論の整理）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15678.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15678.html)

医政発0709第8号  
令和3年7月9日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

標記について、本日、別添のとおり、都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

医政発0709第7号  
令和3年7月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

令和3年5月28日付けで公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）により、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）が改正され、令和3年10月1日より施行されることとなっている。これに伴い、「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第119号。以下「改正省令」という。）、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第13条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第273号。以下「告示第273号」という。）、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第14条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第274号。以下「告示第274号」という。）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第15条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第275号。以下「告示第275号」という。）が本日付けで公布されたところである。

また、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第202号。以下「改正政令第202号」という。）、「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令203号。以下「改正政令第203号」という。）、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第276号。以下「告示第276号」という。）及び「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第277号。以下「告示第277号」という。）についても、本日付けで公布されたところである。

これらの法律、政令、省令等により、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の業務範囲の見直し等が行われるが、その内容等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

## 記

### 第一 改正の内容

#### 1 診療放射線技師関係について

##### (1) 業務範囲の拡大について

- ① 改正法により、診療放射線技師の業務に、放射性同位元素（その化合物及び放射性同意元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行う放射線の人体に対する照射が追加されたこと。（診療放射線技師法第2条第2項の改正）

これに伴い、改正省令により、診療放射線技師が実施可能な放射線の人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査に関連する行為として、核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為が追加されたこと。（診療放射線技師法施行規則第15条の2の改正）なお、静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為」に含まれるものであること。

これに基づき、診療放射線技師が、核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、合併症等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

- ② ①に加えて、改正省令により、診療放射線技師が実施可能な放射線の人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査に関連する行為として、次に掲げるものが追加されたこと。（診療放射線技師法施行規則第15条の2の改正）

ア 静脈路に造影剤注入装置を接続する際に静脈路を確保する行為

イ 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）

及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為

ウ 下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルから注入した造影剤及び空気を吸引する行為

エ 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為

これに基づき、診療放射線技師がア～エに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、アナフィラキシーショック等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

##### (2) 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について

改正法により、令和6年4月1日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であって同日以後に診療放射線技師の

免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされたこと。

また、令和3年度までに診療放射線技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の診療放射線技師国家試験を受験する者は、診療放射線技師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第273号により、この厚生労働大臣が指定する研修については、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙1のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、公益社団法人日本診療放射線技師会のホームページ ([http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu\\_2021.html](http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html)) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を診療放射線技師に行わせるに当たっては、個々の診療放射線技師の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

### (3) 病院又は診療所以外の場所において業務を実施できる場合の見直しについて

- ① 改正法により、診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において業務を行うことができる場合として、医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法第26条第2項の改正)

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省で定める装置として、超音波診断装置が定められたこと。(診療放射線技師法施行規則第15条の4として新設)

- ② 改正省令により、診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所において、医師又は歯科医師の立ち会いなしにエックス線の照射を行うことができる場合として、乳がんの集団検診においてマンモグラフィ検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法施行規則第15条の3の改正)

これに基づき、診療放射線技師に、医師又は歯科医師の立ち会いなしにマンモグラフィ検査のためのエックス線の照射を行わせる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のような取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとする。

- ア 事前に責任医師の明確な指示を得ること
- イ 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
- ウ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- エ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

## 2 臨床検査技師関係について

### (1) 業務範囲の拡大について

- ① 改正政令第202号により、臨床検査技師が実施可能な検体採取として、次に掲げるものが追加されたこと。(臨床検査技師等に関する法律施行令第8条の2の

改正)

ア 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

イ 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為  
これに基づき、臨床検査技師がア及びイに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

② 改正省令により、臨床検査技師が実施可能な生理学的検査として、次に掲げるものが追加されたこと（臨床検査技師等に関する法律施行規則第1条の2の改正）

ア 運動誘発電位検査

イ 体性感覚誘発電位検査

ウ 持続皮下グルコース検査

エ 直腸肛門機能検査

③ 改正法により、臨床検査技師の業務に、採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為として厚生労働省で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）が追加されたこと。

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省令で定める行為として、次に掲げるものが定められたこと。（臨床検査技師等に関する法律施行規則第10条の2として新設）

ア 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為

イ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）

ウ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為

エ 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為（静脈路に造影剤注入装置を接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路に造影剤注入装置を接続する行為」に含まれる。）

これに基づき、臨床検査技師がア～エに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、臨床検査技師がエに掲げる行為を行う場合は、アナフィラキシーショック等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

(2) 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について

改正法及び改正政令第202号により、令和6年4月1日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日以後に臨床検査技師の免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないと

されたこと。

また、令和3年度までに臨床検査技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の臨床検査技師国家試験を受験する者は、臨床検査技師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第274号及び告示第276号により、この厚生労働大臣が指定する研修については、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙2のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページ (<http://www.jamt.or.jp/>) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を臨床検査技師に行わせるに当たっては、個々の臨床検査技師の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

### 3 臨床工学技士関係について

#### (1) 業務範囲の拡大について

① 改正政令第203号により、臨床工学技士が実施可能な生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去として、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去が追加されたこと。(臨床工学技士法施行令第1条の改正) なお、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部を表在静脈に接続するために静脈路を確保する行為についても、「血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在静脈への接続」に含まれるものであること。

これに基づき、臨床工学技士が、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去を行う場合は、医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

② 改正法により、臨床工学技士の業務に、生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置の操作(当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。)として厚生労働省令で定めるもの(医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うことが追加されたこと。(臨床工学技士法第37条第1項の改正)

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省令で定める医療用の装置の操作として、次に掲げるものが規定されたこと。(臨床工学技士法施行規則第31条の2として新設)

ア 手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血(輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの

接続」に含まれる。)

イ 生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作

ウ 手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作

これに基づき、臨床工学技士がア～ウに掲げる行為を行う場合は、医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

## (2) 新たに業務範囲に追加する行為に関する研修について

改正法及び改正政令第 203 号により、令和 7 年 4 月 1 日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされたこと。

また、令和 4 年度までに臨床工学技士養成課程の履修を開始し、令和 7 年度の臨床工学技士国家試験を受験する者は、臨床工学技士師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第 275 号及び告示第 277 号及びにより、この厚生労働大臣が指定する研修については、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙 3 のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、公益社団法人日本臨床工学技士会のホームページ (<https://www.ja-ces.or.jp/kokuji-kenshu/>) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を臨床工学技士に行わせるに当たっては、個々の臨床工学技士の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

## 第二 施行期日

改正法、改正政令第 202 号、改正政令第 203 号及び改正省令については、令和 3 年 10 月 1 日に施行することとされたこと。このため、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士が改正後の規定に基づいて業務を実施できることとなるのは、令和 3 年 10 月 1 日以降であること。

告示第 273 号、告示第 274 号、告示第 275 号、告示第 276 号及び告示第 277 号については、公布日に施行することとされたこと。このため、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士は、令和 3 年 10 月 1 日より前であっても、新たに業務範囲に追加された行為について、厚生労働大臣の指定する研修を受けることが可能であること。

項目	到達目標	時間数
1	造影剤を使用した検査や核医学検査のために、静脈路を確保する行為、核医学検査のために用いた放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為に必要な知識・技能・態度	① 造影剤及び放射性医薬品に関する薬理を説明できる。
		② 静脈路確保の手技（逆血の確認及び対処方法も含む）および使用器具について説明できる。
		③ 超音波検査に関連する造影剤の注入の適応と方法（器具の使用法を含む）を説明できる。
		④ 超音波検査に関連する造影剤注入及び放射性医薬品に関するアナフィラキシーなどを含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。
		⑤ 静脈路の確保、放射性医薬品の注入に関連した感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）、入院患者の場合による対処について説明できる。
		⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。
		⑦ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の確保、造影剤及び放射性医薬品注入装置の接続、超音波検査に関連する行為としての静脈路からの造影剤注入の操作ができる。（概説、シミュレーション）
		⑧ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保、当該装置・シリンジでの薬剤投与注入・抜針・止血）
2	核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為に必要な知識・技能・態度	① 放射性医薬品注入の手技および使用器具について説明できる。
		② 放射性医薬品注入のための装置の原理・構造・使用方法について説明できる。
		③ 放射性医薬品注入に関連した医療安全管理（血管外漏出の確認及び対処方法を含む）と事故対策、よくある装置トラブルとその対応について説明できる
		④ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。
		⑤ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に放射性医薬品の注入が続できる。（概説、シミュレーション）
		⑥ 放射性医薬品を投与するために放射性医薬品を注入するための装置を接続及び操作できる。（概説、シミュレーション）
		⑦ 実技動画視聴、実技指導（当該装置の操作）
3	動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為に必要な知識・技能・態度	① 造影剤に関する薬理を説明できる。
		② 造影剤に関するアナフィラキシーなどを含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。
		③ 動脈路からの造影剤注入のための造影剤注入装置の原理・構造・使用方法を説明できる。
		④ 動脈路からの造影剤注入に関連した合併症（空気塞栓を含む）、感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）について説明できる。
		⑤ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。
		⑥ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に動脈路からの造影剤注入のための造影剤注入装置の接続・操作ができる。（概説、シミュレーション）
		⑦ 実技動画視聴、実技指導（動脈路への接続、当該装置の操作）
4	下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為に必要な知識・技能・態度	① 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。
		② 肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる
		③ 下部消化管造影検査に用いる造影剤の薬理を理解し、注入した造影剤及び空気を安全に吸引する方法について説明できる
		④ 下部消化管造影検査における感染管理及び医療安全対策について説明できる
		⑤ 腸管穿孔の危機管理と予防方法について説明できる。
		⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。
		⑦ 下部消化管造影検査において、肛門へ挿入されたカテーテルから注入した造影剤及び空気を安全に吸引できる。（概説、シミュレーション）
		⑧ 実技動画視聴、実技指導（造影剤・空気の吸引）

5	上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為に必要な知識・技能・態度	① 鼻腔及び上部消化管に関する解剖を説明できる	100分以上 ※ ⑦は項目1、2、3、4と重複
		② 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。	
		③ 鼻腔カテーテルの取り扱い方法と注入時の注意点について説明できる。	
		④ 上部消化管検査に用いる造影剤の薬理を理解し、安全に適量の造影剤及空気を注入する方法について説明できる	
		⑤ 誤嚥の危険性を理解し、予防方法と対処方法について説明できる。	
		⑥ 鼻腔カテーテルを用いた上部消化管造影検査に関連する感染管理及び医療安全対策について説明できる	
		⑦ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
		⑧ 鼻腔カテーテルを用いた上部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部位を確認し、安全に造影剤を注入し、鼻腔カテーテルを抜去できる。(概説、シミュレーション)	
		⑨ 実技動画視聴、実技指導(鼻腔カテーテルから造影剤注入、鼻腔カテーテル抜去)	

試験	
----	--

合計	1085分以上
----	---------

※ 重複する教育内容については、該当するいずれかが1つの研修において実施するものとする。

項目	到達目標	単位
1 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為、採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）に必要な知識・技能・態度	① 静脈路確保の手法および使用器具について説明できる。	100分以上 ※⑤は、項目2、5、7、8と重複。
	② 電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む）について説明できる。	
	③ 電解質輸液の副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	④ 静脈路の確保、及び電解質輸液に関連する感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）について説明できる。	
	⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑥ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路を確保し電解質輸液を接続できる。（概説、シミュレーション）	
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（血管の確保）	1人当たり、90分以上 （確認動画：10分、実技80分） ※実技は項目8と重複。
2 直腸肛門機能検査（バルーン及びトランスデューサーの挿入（バルーンへの空気の注入を含む。）並びに抜去を含む。）に必要な知識・技能・態度	① 肛門及びその周辺の解剖並びに検査前の観察の必要性について説明できる。	50分以上 ※⑥は、項目1、5、7、8と重複。
	② 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 局所麻酔薬使用に伴う挿入時の排便処置について説明できる。	
	⑤ 直腸肛門機能検査に関連する合併症、禁忌疾患、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。	
	⑥ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑦ 肛門にバルーンやトランスデューサーを挿入し、安全に直腸肛門機能検査を実施できる。（概説、シミュレーション）	
⑧ 実技動画視聴、実技指導（直腸肛門機能検査）	1人当たり、50分以上 （確認動画：10分、実技40分）	
3 持続皮下グルコース検査（当該検査を行うために機器の装着及び取り外しを含む。）に必要な知識・技能・態度	① 持続皮下グルコース測定の基礎原理、実施方法について説明できる。	50分以上
	② 持続皮下グルコース測定器の構造と使用方法について説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 持続皮下グルコース測定に関連する合併症、禁忌事項、検査異常値、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 持続皮下グルコース測定器の装着及び取り外しを実施できる。（概説、シミュレーション）	
	⑥ 実技動画視聴、実技指導（持続皮下グルコース検査）	1人当たり、40分以上 （確認動画：10分、実技30分）
4 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査（当該検査に係る電極（針電極含む）の装着及び取り外しを含む。）に必要な知識・技能・態度	① 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査の基礎原理、実施方法について説明できる。	100分以上
	② 針電極の装着の適応、方法、感染・針刺しのリスクについて説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に関連する合併症、禁忌事項、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極（針電極含む）を装着及び取り外しを実施できる。（概説、シミュレーション）	
	⑥ 実技動画視聴（運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査）	1人当たり、20分以上
5 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為に必要な知識・技能・態度	① 舌圧子、鼻腔・口腔吸引器具等の適切な使用方法について説明できる。	100分以上 ※⑤は、項目1、2、7、8と重複。
	② 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	③ バイタルサインの変動や吸引中の観察項目、喀痰の性状について説明ができる。	
	④ 鼻腔、口腔又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引の適応及び関連する合併症、禁忌事項、感染管理（PPEを含む）、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑥ 鼻腔、口腔又は気管カニューレ内部から安全に喀痰を吸引・採取できる。（概説、シミュレーション）	
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（喀痰の吸引）	1人当たり、80分以上 （確認動画：10分、実技70分）

6	内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為に必要な知識・技能・態度	① 内視鏡検査の基礎原理、実施方法について説明できる。	100分以上
		② 生検鉗子の適切な使用方法について説明できる。	
7	採血を行う際に静脈路を確認し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為、当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為に必要な知識・技能・態度	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、8と重複。
		④ 鎮静剤使用による患者状態と、検査後の注意事項について説明ができる。	
		⑤ 消化管内視鏡検査・治療における、生検鉗子を用いた消化管からの組織検体採取に関連する合併症、禁忌事項（抗血栓薬の内服を含む）、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	1人当たり、50分以上 (確認動画：10分、実技40分)
		⑥ 消化管内視鏡検査・治療において、生検鉗子を用いて安全に消化管から組織検体を採取できる。 (概説、シミュレーション)	
		⑦ 実技動画視聴、実技指導（消化管内視鏡検査・治療時の組織検体採取）	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、8と重複。
		① 成分採血装置の原理・構造・使用方法について説明できる。	
		② 成分採血の実施方法（成分採血のための静脈路確保、抜針及び止血を含む）について説明できる。	
③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。			
③ バイタルサインの変動や成分採血中の観察項目、迷走神経反射等の状態について説明ができる。			
④ 成分採血に関連する合併症、感染管理、医療安全対策（針刺し事故を含む）及びこれらの緊急時対応について説明できる	1人当たり、20分以上		
⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。			
8	超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為に必要な知識・技能・態度	⑥ 安全に静脈路に成分採血のための装置を接続し、成分採血装置を操作できる。（概説、シミュレーション）	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、7と重複。
		⑦ 実技動画視聴（成分輸血）	
		① 超音波検査に関連する造影剤の薬理を説明できる。	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、7と重複。
		② バイタルサインの変動や検査中の観察項目について説明ができる。	
		③ 超音波検査に関連する造影剤の注入の適応と方法（器具の使用法を含む）を説明できる。	
		④ 血管外漏出の確認方法と対処方法について説明できる。	
		⑤ 超音波検査に関連する造影剤注入の合併症、投与禁忌、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
		⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
⑦ 超音波検査に関連する行為として、安全に静脈路からの造影剤注入の操作ができる。（概説、シミュレーション）			
⑧ 実技動画視聴、実技指導（造影剤注入）	1人当たり、90分以上 (確認動画：10分、実技80分) ※実技は項目1と重複。		
試験			
合計			1060分以上

※ 重複する教育内容については、該当するいずれか1つの研修において実施するものとする。

項目	到達目標	単位
1	① 上肢皮下静脈の解剖について説明できる。 ② 静脈路確保の手技および使用器具について説明できる。 ③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について説明できる。 ④ 静脈路の確保及び輸液ポンプ・シリンジポンプの接続に関連する合併症（神経損傷を含む）、禁忌事項、感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ 手術室等で生命維持管理装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するために、安全に静脈路を確保し、それらに接続ができる。（概説、シミュレーション）	180分以上
	⑥ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※実技は項目2、3と重複。
2	① 投与する薬剤の薬理と投与量、配合禁忌、有害事象について説明できる。 ② 輸液ポンプやシリンジポンプを用いた薬剤投与に関連する医療安全管理と事故対策について説明できる ③ 血管外漏出の確認方法と対処方法について説明できる。 ④ 輸液ポンプやシリンジポンプを用いた薬剤投与に関連する合併症、感染管理及び医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。 ⑥ 手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、輸液ポンプやシリンジポンプを用いて安全に薬剤を投与できる。（概説、シミュレーション）	240分以上
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※項目1、3と重複。
3	① 静脈止血の原理と手技、出血傾向に合わせた止血方法及び圧迫方法について説明できる。 ② 凝固機能検査の基準範囲と抗凝固薬の影響について説明できる。 ③ 静脈路の抜針・止血に関連する合併症（血栓症を含む）、感染管理及び医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ④ 生命維持管理装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路を安全に抜針・止血できる。（シミュレーション）	90分以上
	⑤ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※項目1、2と重複。
4	① 動脈走行及び伴走する神経の解剖を理解し、シャント静脈や人工血管との違いについて説明できる。 ② 動脈表在化への穿刺針の接続・抜去の実施方法と注意点について説明できる。 ③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について説明できる。 ④ 血液浄化療法に関連する合併症、禁忌疾患、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、動脈表在化への血液浄化装置の穿刺針の接続・抜去ができる。（概説、シミュレーション）	120分以上
	⑥ 実技動画視聴、実技指導（動脈表在化の穿刺）	1人当たり、50分以上 （確認動画：20分、実技30分）
5	① 体腔内臓器、臓器の位置関係、主要血管の走行の解剖について説明できる。 ② カテーテル検査の概要と治療の目的、実施方法について説明できる。 ③ 心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置、植込み型心臓デバイスの原理・構造・使用方法について説明できる。 ④ 心電図波形の読み方について説明できる。 ⑤ 心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置の操作に関連する合併症、禁忌疾患、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる ⑥ 心肺停止及び各不整脈の際の対応方法について理解し、自らが一次救命処置を実施できる。 ⑦ 心・血管カテーテル治療において、適切に医療安全対策を行い、電氣的負荷装置の操作ができる。（概説、シミュレーション）	180分以上 ※①は、項目6と重複
	⑧ 実技動画視聴（心・血管カテーテル治療時の電氣的負荷）	1人当たり、60分以上

6	手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持、手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作に必要な知識・技能・態度	① 体腔内臓器、臓器の位置関係、主要血管の走行の解剖について説明できる。	420分以上 ※ ①は、項目5と重複
		② 鏡視下手術装置の原理・構造、使用方法について説明できる。	
		③ 鏡視下手術における内視鏡用ビデオカメラの保持・操作法、基本視野及び死角の存在について説明できる。	
		④ 術式ごとの正しい術野を理解し、スコープ各種の取り扱い方について説明できる。	
		⑤ 清潔操作とガウンテクニックについて説明できる。	
		⑥ 内視鏡用ビデオカメラの保持・操作に関連する合併症、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
		⑦ 鏡視下手術において、適切に医療安全対策を行い、術野視野を確保するための内視鏡用ビデオカメラの保持・操作ができる。(概説、シミュレーション)	
		⑧ 実技動画視聴、実技指導(内視鏡用ビデオカメラの保持及び操作)	

試験	
----	--

合計	1650分以上
----	---------

※ 重複する教育内容については、該当するいずれか1つの研修において実施するものとする。

# 法令改正を行いタスク・シフト/シェアを 推進する業務について ＜別添3＞

- 本資料の業務項目は、タスク・シフト/シェアを推進する3つの要件について、いずれも該当するとされたものと3つの要件のうち、要件①かつ要件③は該当するが、要件②に該当しないとされた3職種の業務。

※第2回検討会で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- 3職種に共通する「静脈路の確保」と「静脈路の確保に関連する業務」は、3職種でまとめて記載するが、その他の業務項目については、職種ごとに具体的なイメージとあわせて確認できるよう整理。
- 「実施可能とする行為」は、当該業務を行うにあたり一連の業務はあわせて記載するとともに、第6回検討会でいただいた意見も含めて事務局で再度整理。
- 必要な研修について、第5回検討会で提示した方針に基づき、(a)～(c)を記載。

※第5回検討会で提示した業務範囲の見直しに伴う教育・研修の考え方

- (a) 養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。(ただし、医療安全上の配慮が特に必要な場合は、事前の医師の明確な指示や緊急時の連絡体制の整備、緊急時のマニュアルの整備など、安全に実施する上での留意事項を通知により示す。)
- (b) 当該業務が従来の業務の技術的基盤の上にある(要件②を満たす)場合は、養成課程において必要な教育内容として明確化するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令による研修の受講の義務付けは行わないが、通知により、当該業務の実施に当たって追加的な知識の修得が必要な者について、職能団体が実施する研修を受けることを求める。
- (c) 当該業務が従来の業務の技術的基盤の上でない(要件②を満たさない)場合は、養成課程において必要な教育内容を追加するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。

## 静脈路の確保とそれに関連する業務

【診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士】

職種	改正法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
診療放射線技師	省令 法律	造影剤を使用した検査やR I 検査のために、静脈路を確保する行為	(c)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること ✓ 合併症が生じた場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること
	法律	R I 検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為 ※医師や看護師等の立会いの下、造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為は、現行制度下で実施可能	(b)	
	法律	R I 検査医薬品の投与が終了後に抜針及び止血する行為 ※造影剤の投与が終了後に抜針及び止血する行為は、現行制度下で実施可能	(b)	
臨床検査技師	法律	採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む。）に接続する行為	(c)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること
臨床工学技士	法律	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するために静脈路を確保し、それらに接続する行為	(c)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること
	法律	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、輸液ポンプやシリンジポンプを用いて薬剤（手術室等で使用する薬剤に限る。）を投与する行為	(b)	
	法律	手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、当該装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路を抜針及び止血する行為	(b)	

※ ここでいう生命維持管理装置は、人工呼吸器、高気圧治療装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化装置、全身麻酔装置を想定。

【必要な研修について】

- (b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。
- (c) 養成課程において必要な教育内容を追加する。既資格取得者は、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。

2

## 静脈路の確保とそれに関連する業務のイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



3

## 動脈路からの造影剤の注入・CTコロノグラフィ検査（診療放射線技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること アレルギー等が発生した場合は医師が適切に対応できる体制下で実施すること

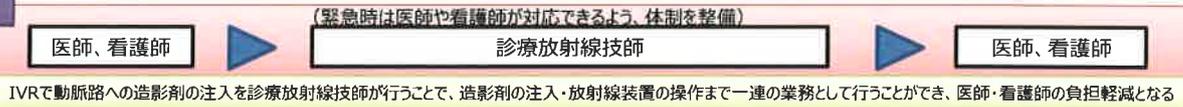
※ 動脈路を抜針及び止血する行為は除く。  
※ 血管造影・画像下治療（IVR）で用いられるカテーテル及びガイドワイヤーの操作を医師等と協働して実施することは現行法上実施可能。

### 具体的なイメージ

**改正前**



**改正後**

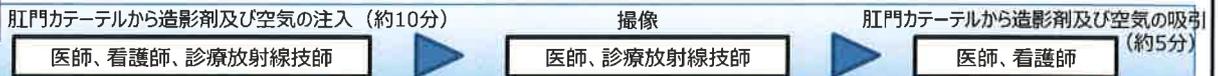


対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	下部消化管検査のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

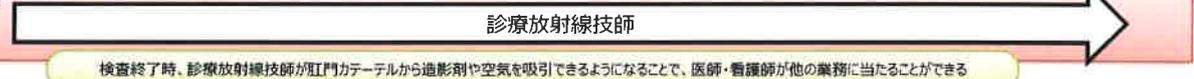
### 具体的なイメージ

※ CTコロノグラフィ検査は、下部消化管検査の一つ。  
肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為は現行制度上実施可能。

**改正前**



**改正後**



【必要な研修】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

## 上部消化管造影検査における造影剤注入・病院又は診療所以外の場所における超音波検査（診療放射線技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

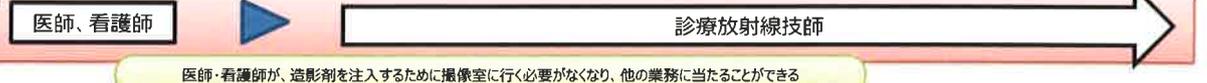
### 具体的なイメージ

※ 鼻腔カテーテルは、上部消化管検査のために挿入されたものに限る。（従前から挿入されている鼻腔カテーテルから造影剤を投与する行為を除く）

**改正前**



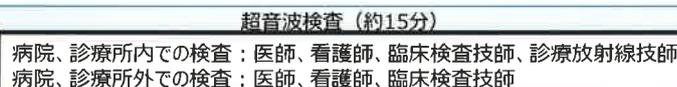
**改正後**



対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査	(a)	-

### 具体的なイメージ

**改正前**



**改正後**



【必要な研修について】

- (a) 養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。  
 (b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

## 直腸肛門機能検査・持続皮下グルコース検査（臨床検査技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

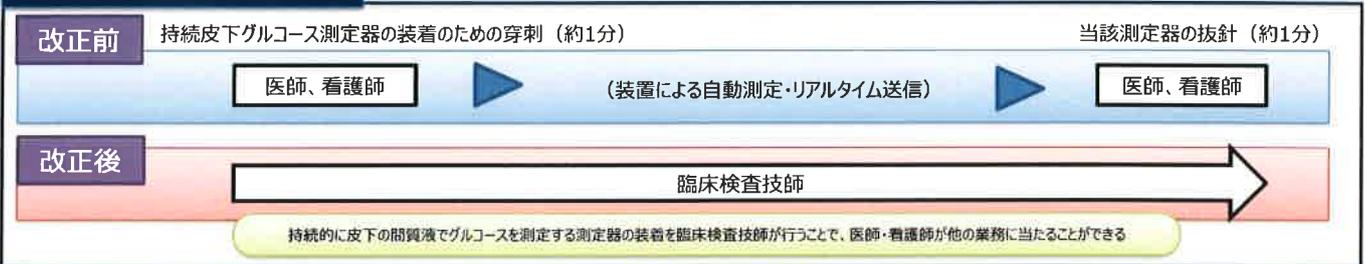
対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	直腸肛門機能検査（バルーン及びトランスデューサーの挿入（バルーンへの空気の注入を含む。）並びに抜去を含む。）	(b)	-

### 具体的なイメージ



対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	持続皮下グルコース検査（当該検査を行うための機器の装着及び脱着を含む。）	(b)	-

### 具体的なイメージ



【必要な研修について】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

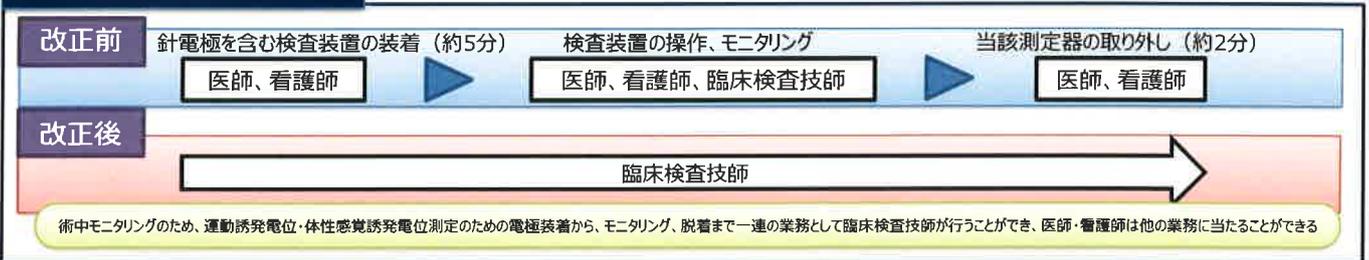
6

## 針電極による脳波検査、検体採取（採痰）について（臨床検査技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極（針電極を含む。）の装着及び脱着	(b)	-

### 具体的なイメージ



対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
省令	検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為	(b)	-

### 具体的なイメージ



【必要な研修について】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

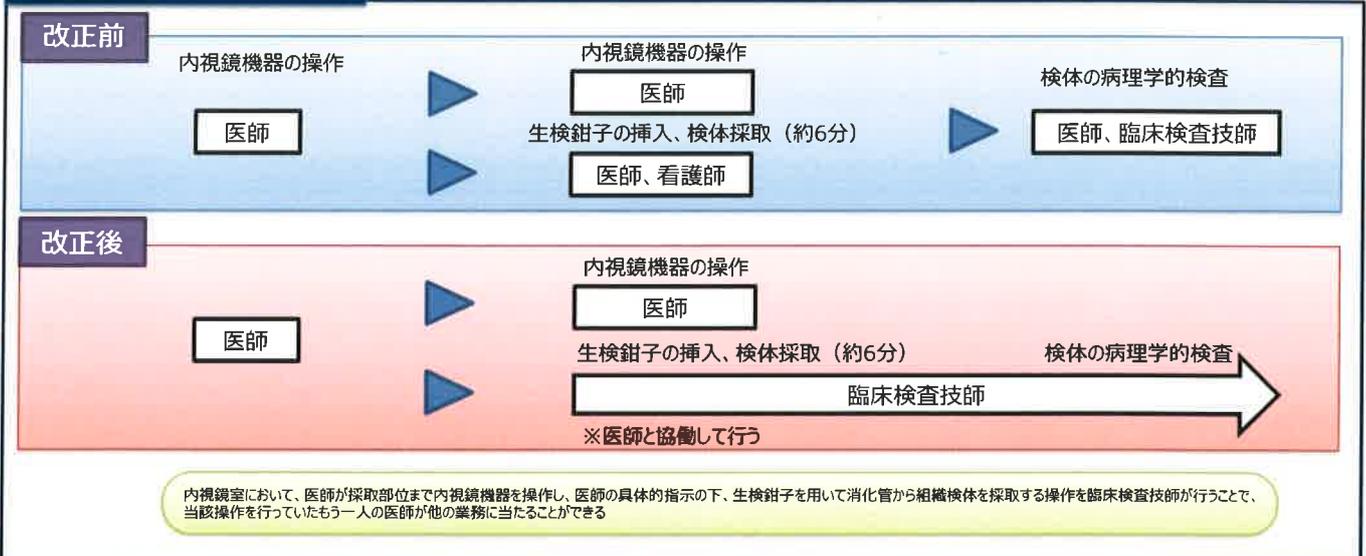
7

## 消化器内視鏡検査・治療における生体組織採取（臨床検査技師）

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
政令	消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為	(c)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

### 具体的なイメージ

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能



【必要な研修について】

(c) 養成課程において必要な教育内容を追加する。既資格取得者は、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。

8

## 超音波造影検査・成分採血装置の運転（臨床検査技師）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

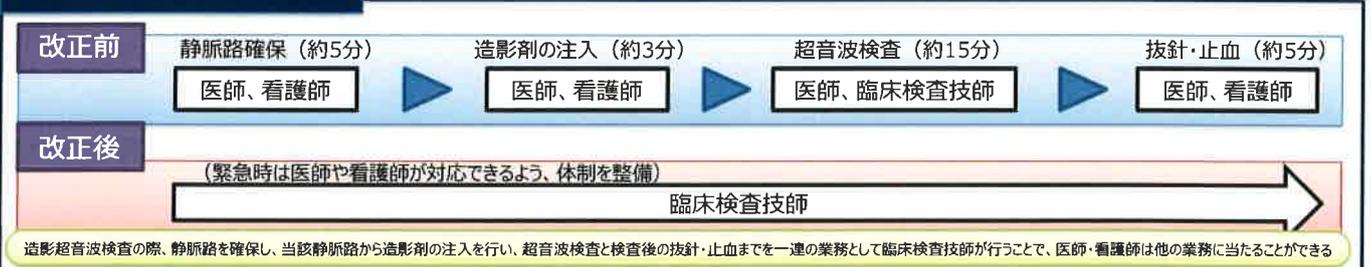
対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	静脈路を確保し、成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

### 具体的なイメージ



対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

### 具体的なイメージ



【必要な研修】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

9

## 血液浄化施行時の動脈表在化への穿刺、心・血管カテーテル治療時の電気的負荷（臨床工学技士）

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
政令	血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の動脈表在化及び静脈への接続又は動脈表在化及び静脈からの除去	(b)	✓ 「動脈表在化（通常上腕動脈を皮下に挙上した動脈）」への穿刺には、動脈直接穿刺は含まない

### 具体的なイメージ

#### 改正前

シャント・動脈表在化の穿刺（約8分）

シャント：医師、看護師、臨床工学技士  
動脈表在化：医師、看護師

透析機器の操作等

医師、看護師、臨床工学技士

カニューレの抜去・止血（約17分）

シャント：医師、看護師、臨床工学技士  
動脈表在化：医師、看護師

#### 改正後

（シャント、動脈表在化ともに）臨床工学技士

動脈表在化へ穿刺する場合も臨床工学技士が実施可能とすることで、医師・看護師は他の業務に当たることができる

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	心・血管カテーテル治療において、生命維持管理装置を使用して行う治療に関連する業務として、身体に電気的負荷を与えるために、当該負荷装置を操作する行為	(b)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

### 具体的なイメージ

#### 改正前

心・血管カテーテル治療準備（約10分）

医師、看護師、臨床工学技士

カテーテル操作

医師

電気的負荷（スイッチの押下）

医師、看護師

#### 改正後

臨床工学技士

医師

臨床工学技士 ※医師と協働して行う

心・血管カテーテル治療の際、準備に引き続き、現行でも実施可能な清潔下での器械出しや、生命維持管理装置の操作とあわせて、医師の具体的な指示の下、電気的負荷のスイッチの押下を実施可能とすることで、術者以外に必要なとされた医師の役割を果たすことができ、当該医師が他の業務に当たることができる

【必要な研修】(b) 養成課程において必要な教育内容として明確化する。既資格取得者のうち、追加的な知識の修得が必要な者については、職能団体が実施する研修を受けることを通知により求める。

10

## 内視鏡外科手術における硬性鏡保持（臨床工学技士）

対象法令	実施可能とする行為（事務局案）	必要な研修	実施する際の留意事項
法律	手術室で行う鏡視下手術において、体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラを保持する行為、術野視野を確保するために内視鏡用ビデオカメラを操作する行為	(c)	✓ 医師の具体的な指示の下で実施すること

※改正前に実施出来た職種は改正後も引き続き実施可能

### 具体的なイメージ

#### 改正前

内視鏡手術準備（約15分）

医師、看護師、臨床工学技士

内視鏡用ビデオカメラの挿入（約5分）

医師

内視鏡用のビデオカメラの保持・操作

医師

硬性鏡用鉗子等の操作

医師

#### 改正後

臨床工学技士

医師

内視鏡用のビデオカメラの保持・操作

臨床工学技士 ※医師と協働して行う

硬性鏡用鉗子等の操作

医師

鏡視下手術の際、医師が行っていた視野を確保するための スコープの操作を臨床工学技士が代替することで、当該医師が他の業務に当たることができる

【必要な研修について】

(c) 養成課程において必要な教育内容を追加する。既資格取得者は、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。